

東日本大震災（地震、津波、原発）からの

農業復興のためのプラン（案）

20110620 岩崎信彦

（主旨）

- 1 東日本大震災による地震、津波、原発の被害を受けた農業者が、耕地、施設、農業機械など経営基盤をすみやかに復興できるようにする。
- 2 それまでの間、被災現地あるいは他所において営農を続けることができるようにし、被災農業者が営農意欲を保持できるようにする。
- 3 その期間において、農業者が営農技術や地域づくりの高度化を図るために研修することができるようにする。

（注記：正体字は既設の事業・制度、斜体字は新設が求められる事業・制度）

A 被害甚大地域における復興

耕地、施設、農業機械などの被害により、営農再開までに多大な努力が必要となる地域における復興の方策を示す。

1 農業経営基盤の復旧・復興のための方策

(1) がれき撤去、損壊した用排水施設、その他農業施設の復旧

- ①現在行われているがれき除去など被災者雇用事業を継続する。
- ②用排水施設の復旧。用排水施設復旧事業を行う。
- ③個々の経営体の農業施設の復旧。被災農業施設復旧事業を行う。

(2) 必要な圃場整備の実施

耕作者合意のもとに必要な復興圃場整備事業を行う。（事例：東松島市大曲地区で推進中）

(3) 津波被災耕地における土壌の有害物質の除去

- ①塩分、へどろ、がれき破片、重油、重金属などの除去を行うために有害物質除去耕地事業を行う。
- ②アイスパラント、綿花、米（工業用）などを植栽し除塩などを進め、営農再開に結びつける。これらを復興作物に指定し、復興作物植栽補助事業を行う。

(4) 原発事故被災耕地における放射能汚染の除去

- ①放射能汚染除去のために放射能除染耕地事業を行う。
- ②菜種などを植栽し除染を進め、営農再開に結びつける。菜種などを復興作物に指定し、復興作物植栽補助事業を行う。

(5) 土壌品質の回復、農機具再取得など営農再開の支援

- ①生ゴミ、家畜糞尿などの処理による堆肥製造プラントを建設し、荒廃した被災耕地に

投入することによって土壌品質の回復を図る。(堆肥製造プラントの事例:「いわでやま資源循環モデルセンター」) 土壌品質回復のための施設建設等事業を新設する。

②東日本大震災農業生産対策交付金(政府広報「事業再建ハンドブック」平成23年5月12日発行、17頁)を活用する。国の事業費補助率(1/2以内)を引き上げる。

③被災農家経営再開支援事業(同上、19頁)を活用する。国の支援金を増額する。

2 住宅復興、地域づくりのための

(1) 応急仮設住宅制度の弾力的運用

①多様な住宅形式の応急仮設住宅としての適用

プレハブのみではなく、民間借り上げ、公的施設の活用など住民の要望に応じた多様な形式の住宅を、応急仮設住宅として認可、適用する。

②応急仮設住宅の期限の弾力的適用

2年限度とされている応急仮設住宅の期限を弾力的に延長する。

(2) 住宅再建におけるエネルギー自給、国内産木材利用による住宅建設

①太陽光など自然エネルギーの活用と断熱、雨水利用など省エネの推進。

そのために太陽光発電・省エネの住宅再建補助事業を新設する。

②住宅再建においては、地元の木材を使用し、林業を発展させる。そのために住宅再建における国内産木材利用補助事業を新設する。

(3) 地域資源循環のシステムづくりの推進

地域の生ゴミ・し尿、畜産の糞尿、食料廃棄物、木材屑などバイオマスのエネルギー、堆肥の生産を行い、地域の農業生産に利用する。(事例:埼玉県小川町のNPO風土が中心となっていて行なっている事業) そのために地域資源循環システム構築事業を新設する。

B 被害甚大地域の農業者を支援できる地域における方策

被害が相対的に軽微な内陸部において、被災農業者の復興を支援する方策を示す。

1 被災農家による内陸部での営農再開

長期にわたる被災耕地復旧・復興の期間に、内陸部で営農を行う。

(1)内陸部での耕地の利用

①耕作放棄地を再生・利用する。そのために、耕作放棄地再生利用交付金を活用する。交付金額の増額、耕作放棄地に通う交通費の支給などを行う。

②高齢による労力不足などで耕地貸付の希望者を募り、貸付耕地を集約して利用する。その促進のために、耕地貸借等促進による被災農業者耕地利用事業を新設する。(事例:宮城農業公社が行っているような事業)

③(既出) 東日本大震災農業生産対策交付金を活用する。国の事業費補助率(1/2以

内) を引き上げる。

④ (既出) 被災農家経営再開支援事業を活用する。国の支援金を増額する。

2 研修事業の推進

内陸部での営農において新たな生産技術や経営・販売技術、消費者との交流方法を研修し、被災地での営農再開において活用する。そのために被災農業者研修事業を新設する。

(1)被災農業者の集団による研修

内陸部で営農する場合、独自に研修プログラムを策定し、認定を受け研修事業として助成を受ける。

(2)農業法人、農業団体における直接受け入れの研修

先進的な農業法人、農業団体において1年単位の直接受け入れ研修を行う。

(研修者支援として月額15万円給付、研修費として必要額の支払い。1年単位で継続可能。)

(3)地域資源循環型システムの構築事業 (既出) を推進するための研修

埼玉県小川町のNPO風土が中心となっていて行なっている事業など先進事例の研修を行う。

3 内陸部の農業者と被災農業者の協力事業の推進

被災農業者と内陸部の農業者が協力組織をつくり、農業復興のための事業を推進する。

(1)都市消費者にたいする「復興支援農産物販売」活動を推進する。

内陸部の農業者の農産物を中心に「〇〇地域復興のための農産物販売」活動を都市消費者に対して行い、地域ブランドを広めるとともに、復興資金(ファンド)の提供を訴える。
復興支援農産物販売促進事業を新設する。

(2)遊休農機具の再利用の推進

農機具を失った被災営農者に、遊休農機具を集め整備して提供する。被災地農機具再利用事業を新設する

4 通勤あるいは移住による営農の条件保障

(1)被災農家が通勤によって内陸部で営農する場合

通勤の費用を支給する。被災農業者遠隔地営農交通費支給の新設。

(2)被災農家が移住によって内陸部で営農する場合

・移住先における住宅の確保については、新築、民間借り上げ、公共施設の活用などを行い、応急仮設住宅としてそれを運用する。応急仮設住宅制度の弾力的運用(既出)。

C 必要な事業・制度（再整理）

1 既設の事業・制度の被災地適用における改善・拡充について

がれき除去など被災者雇用事業（継続）

復興圃場整備事業（推進）

東日本大震災農業生産対策交付金（補助率引き上げ）

被災農家経営再開支援事業（交付金増額）

応急仮設住宅制度（形式・期限の弾力的運用）

耕作放棄地再生利用交付金（交付金増額）

2 新設すべき事業・制度について

被災農家経営再開支援事業（既設事業における新事業追加）

用排水施設復旧事業

被災農業施設復旧事業

塩分等有害物質除去事業

放射能汚染除去事業

復興作物植栽補助事業

耕地貸借等促進による被災農業者耕地利用事業

被災農業者遠隔地営農交通費支給

東日本大震災農業生産対策交付金（既設事業における新事業追加）

被災地農機具再利用事業

土壌品質回復のための施設建設等事業

復興支援農産物販売促進事業

被災農業者研修事業（新設）

住宅復興における支援事業（新設）

太陽光発電・省エネの住宅再建補助事業

住宅再建における国内産木材利用補助事業

地域資源循環システム構築事業（新設）